

# 介護予防保険料金表

桜堤看護ステーションみゆうちゅある

(令和6年6月1日現在)

## 所要時間別利用料 (昼間 午前8時～午後6時)

| 看護師           |         |         |
|---------------|---------|---------|
| 20分未満         | 303単位   | 3,348円  |
| 30分未満         | 451単位   | 4,983円  |
| 30分以上1時間未満    | 794単位   | 8,773円  |
| 1時間以上1時間30分未満 | 1,090単位 | 12,044円 |

## 所要時間別利用料 (早朝・夜間 午前6時～午前8時・午後6時～午後10時)

| 看護師           |         |         |
|---------------|---------|---------|
| 20分未満         | 379単位   | 4,187円  |
| 30分未満         | 564単位   | 6,232円  |
| 30分以上1時間未満    | 993単位   | 10,972円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 1,363単位 | 15,061円 |

## 所要時間別利用料 (深夜 午後10時～翌午前6時)

| 看護師           |         |         |
|---------------|---------|---------|
| 20分未満         | 455単位   | 5,027円  |
| 30分未満         | 677単位   | 7,480円  |
| 30分以上1時間未満    | 1,191単位 | 13,160円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 1,635単位 | 18,066円 |

## 作業療法士等が行う所要時間別利用料

|  |       |        |
|--|-------|--------|
| 1回あたり(1回あたり20分) 昼間(午前8時～午後6時)              | 284単位 | 3,138円 |
| 1回あたり(1回あたり20分) 早朝・夜間 午前6時～午前8時・午後6時～午後10時 | 355単位 | 3,922円 |

※1週間に6回を限度とします。

※1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定します。

※利用開始日の属する月から12月超えた場合は1回5単位を減じて算定しています。

## 退院時共同指導加算 600単位 6,630円 1回につき

※病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導をおこない、その内容を文書で提供している場合。

※退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する者である場合、2回)に限り算定します。

## 初回加算 I 350単位 3,867円 1月につき

※病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に新規に介護予防訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供し初回加算 II 300単位 3,315円 1月につき

※新規に介護予防訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供した場合。

## サービス提供体制加算 I 6単位 66円 1回につき

※研修の実施、会議の開催、定期的な健康診断を実施し、勤続年数7年以上の職員を30%以上配置している場合に算定します。

## サービス提供体制加算 II 3単位 33円 1回につき

※研修の実施、会議の開催、定期的な健康診断を実施し、勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合に算定します。

## 緊急時訪問看護加算 II (利用者の同意を得た場合) 574単位 6,342円 1月につき

※24時間連絡ができる体制を整備し、かつ計画外の緊急訪問を必要に応じて行う体制を整備しています。

※事業者による対応の方法は、状況に応じて、電話での対応、緊急訪問の実施等があります。必ず緊急訪問を実施するものではありません。

※休日・夜間・深夜等に利用者やその家族の希望により訪問する体制と整えています。緊急の訪問をした場合、1回目は早朝・夜間・深夜加算は頂きませんが、2回目からは早朝・夜間・深夜加算を頂きます。

## 特別管理加算(I) 500単位 5,525円 1月につき

※在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

## 特別管理加算(II) 250単位 2,762円 1月につき

※在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護を実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

# 重要事項説明書 別紙1

## 長時間訪問看護加算

300単位

3,315円

1回につき

※特別な管理を必要とする利用者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合に加算します。

|                   |       |        |       |
|-------------------|-------|--------|-------|
| 複数名訪問加算 I (30分未満) | 254単位 | 2,806円 | 1回につき |
| 複数名訪問加算 I (30分以上) | 402単位 | 4,442円 | 1回につき |

※同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に算定します。

- 1.利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。
- 2.暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- 3.その他利用者の状況から判断して1.または2.に準ずると認められる場合。

|                    |       |        |       |
|--------------------|-------|--------|-------|
| 複数名訪問加算 II (30分未満) | 201単位 | 2,221円 | 1回につき |
| 複数名訪問加算 II (30分以上) | 317単位 | 3,502円 | 1回につき |

※同時に訪問するものとして看護補助者が同行し訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に算定します。

- 1.利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。
- 2.暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- 3.その他利用者の状況から判断して1.または2.に準ずると認められる場合。

|          |      |      |       |
|----------|------|------|-------|
| 口腔連携強化加算 | 50単位 | 552円 | 1月につき |
|----------|------|------|-------|

※口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果の情報提供を行った場合

|               |       |        |       |
|---------------|-------|--------|-------|
| 看護・介護職員連携強化加算 | 250単位 | 2,762円 | 1月につき |
|---------------|-------|--------|-------|

※訪問介護事業所と連携したんの吸引や経管栄養(胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養)が必要な利用者に係る計画の作成や介護職員に対する助言等の支援を行った場合。

※各料金は単位数に地域加算(武藏野市)11.05円を掛けています。

※利用者負担は、利用者負担の割合に応じた額になります。

## その他の費用

交通費 当社指定地域内外を問わず交通費はいただきません。但し医療保険適用となった場合は別途交通費をいただきます。

指定訪問看護と連続して行われる死後の処置料金 22,000円 (税込) (自費)

## キャンセル料

ご利用の前営業日の午後6時までにご連絡をいただいた場合 無料  
上記の時間以降のご連絡又はご連絡をいたしかなかつた場合 2,000円